

地域振興県土警察常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|--------------------|------|--|--|-------------------|
| 元年ー 7 (元. 6. 3) | 地域振興 | <p>核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>現在、私たちは人類の生存を脅かす核兵器の増大する危険の元で暮らしている。地球上には 15, 000 発もの核兵器が存在し、その多くが警戒発射体制に置かれている。超大国間の対立が新たな段階を迎える中、人類は際限のない核軍拡競争にさらされている。</p> <p>広島、長崎の 74 年前の惨禍が示しているように、核兵器は人道に反する悪魔の兵器であると同時に、一発でも爆発すれば、人間の健康、地球環境、経済に長期にわたる壊滅的影響を与える。意図的であれ、偶発的であれ、核兵器爆発のリスクは容認できないほど高くなっており、私たちはみな、核による絶滅の脅威にさらされている。</p> <p>核兵器の廃絶は、緊急に解決すべき人類の課題となっている。</p> <p>こうした中、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年 7月 7日の国連会議で国連加盟国の約 3分の 2にあたる 122 か国の賛成で採択された。核兵器禁止条約は第 1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。</p> <p>2019年 3月時点で、70 か国の調印、22 か国の批准となり、条約の発効に必要な 50 か国による批准は 2020 年までに達成される見込みである。この条約の採択に果たした日本</p> | <p>ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会会長 後 藤 智 恵 子</p> <div data-bbox="1326 459 2011 991" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本会議(元. 6. 28)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>条約締結など外交・防衛は国の専権事項であり、国の責任において国民的関心を喚起しながら十分に議論を重ねていくべきものと考えられ、本県議会で決議等を行う類いのものではないと思われること。</p> <p>ただし、昭和 62 年に核兵器廃絶平和鳥取県宣言を本県議会で採択するなど、これまでも反核の意思を内外に示し、政府や国会に取り組みを要望してきたこと。</p> <p>以上の理由から、趣旨採択と決定いたしました。</p> </div> | 趣旨採択 (元. 6.28) |

地域振興県土警察常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>の被爆者の役割は大きく、条約の中に、被爆者が受けた苦しみと損害への留意も記されている。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して、条約の批准に取り組み、核兵器廃絶の先頭に立つべきである。</p> <p>▶陳情事項 鳥取県議会から日本政府に対して、すみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出すること。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

地域振興県土警察常任委員会・陳情